

別記

高知県警察広告付き行政情報表示板設置事業仕様書

1 業務内容

借受人は、高知県警察本部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）、高知県南国警察署（以下「南国警察署」という。）及び高知県中村警察署（以下「中村警察署」という。）内の高知県警察（以下「県警察」という。）が指定する貸付場所に広告付き行政情報表示板（以下「表示板」という。）を設置し、行政情報を表示するとともに民間企業等の広告主を募集し、広告を表示するほか、表示板の維持管理を行い常時適正な状態に保つものとする。

2 貸付施設名及び所在地

- (1) 運転免許センター
高知県吾川郡いの町枝川200番地
- (2) 南国警察署
高知県南国市大桶乙799番地1
- (3) 中村警察署
高知県四万十市右山2034番地17

3 貸付施設の開庁日及び開庁時間

- (1) 運転免許センター
月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで及び日曜日の午前8時から午後4時45分まで（祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）
- (2) 南国警察署及び中村警察署
月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。）

4 貸付期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで（2020年3月1日から2025年2月28日まで）

5 貸付場所

別添平面図のとおり

6 貸付面積及び表示板の規格

貸付場所	貸付面積	規格
免許センター 1号館2階待 合ホール中央 柱部	0.25㎡以内	行政情報用モニター及び広告用モニター（43インチ）並びに広告写真パネル（LEDバックライト付き）を収めた筐体（高さ2.3m以内×横1.0m以内×幅0.25m以内）とする。
免許センター 2号館1階待 合ホール東壁 面部	1.75㎡以内	行政情報用モニター（43インチ）、広告用モニター（43インチ）、広告写真パネル（LEDバックライト付き）及びパンフレットラックを収めたキャスター付きの筐体（高さ2.0m以内×横2.3m以内×幅0.75m以内）とする。
南国警察署1 階ロビー中央 柱部	0.85㎡以内	行政情報用モニター（43インチ）、庁舎周辺案内地図パネル（LEDバックライト付き）及びパンフレットラックを収めた筐体（高さ2.3m以内×横1.3m以内×幅0.2m以内）並びに広告用モニター（43インチ）、広告写真パネル（LEDバックライト付き）及びパンフレットラックを収めた筐体（高さ2.3m以内×横1.3m以内×幅0.2m以内）とする。
中村警察署1 階ロビー壁面 部	0.45㎡以内	行政情報用モニター（43インチ）、広告用モニター（43インチ）、庁舎案内パネル（LEDバックライト付き）、広告写真パネル（LEDバックライト付き）及びパンフレットラックを収めた筐体（高さ2.3m以内×横2.2m以内×幅0.2m以内）とする。

7 表示板の設置等

表示板の設置は、原則として3の開庁日及び開庁時間以外の日及び時間に行うこと。表示板の設置及び撤去に係る費用は、借受人が負担し、撤去する際は

設置箇所を原状に回復しなければならない。また、設置に当たっては、地震等による転倒防止策を講ずること。

8 広告の募集等

表示する広告の募集は、借受人が行い、当該募集、広告の作成及び広告の表示に係る費用は、借受人の負担とする。

なお、募集する広告の規格、数量については借受人が指定することができるものとするが、表示期間については別紙広告表示基準のとおりとする。

9 広告内容等の審査

借受人は、広告主及び表示板に表示する広告内容についてあらかじめ県警察の審査を受けるものとする。

なお、県警察から広告内容の修正又は広告表示の中止の指示を受けた場合は、これに従わなければならない。

10 行政情報の表示及び更新

(1) 運転免許センターに設置する表示板の行政情報モニター

行政情報の表示及び更新作業は、県警察又は借受人が行うものとする。

なお、県警察が行政情報の更新を行うための更新用機材を借受人が提供しなければならないとともに、借受人が行政情報の更新を行う場合は、四半期ごとに行うこととする。

(2) 南国警察署及び中村警察署に設置する表示板の行政情報モニター

行政情報の表示及び更新作業は県警察が行うため、借受人は行政情報更新用の機材を提供しなければならない。

11 借受人の責務

借受人は、広告の内容その他広告に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

なお、借受人は、広告事業の実施により県警察又は第三者に損害を与えた場合は、借受人の責任及び負担において解決しなければならない。

12 県有財産の使用に伴う共益費の負担

借受人は、表示板を使用するに当たり電気を使用する際は、使用に応じた電気料金を負担する。

なお、電気料金の算定用に子メーターを設置することとし、その設置費用は、借受人の負担とする。

13 その他

表示できる広告等の基準については、別紙の広告表示基準のとおりとする。